

(募集要項)

「延岡総合文化センター及び野口遵記念館」指定管理者募集要項

公の施設である延岡総合文化センター（以下「文化センター」という。）及び野口遵記念館（以下「記念館」という。）の設置目的を効果的・効率的に達成するため、施設の管理業務を行うもの（以下「指定管理者」という。）を募集します。

なお、文化センターの大ホール（収容人員1,312席）と小ホール（収容人員291席）及び記念館のホール（収容人員675席）を大中小のホールとして一体的に運営を行い、利用者ニーズや公演等の規模に対応した効率的な施設活用が見込まれることや施設管理に係る経費の削減に繋がることから、2施設を一体的に管理することとしています。

1 対象施設の概要

(1) 延岡総合文化センター

文化センターは、国の田園都市構想に基づく中核施設として、宮崎県北部広域市町村圏域（2市8町5村：現在2市5町2村）の文化振興を図るために昭和60年11月に開館した施設で、充実した設備の大・小ホールをはじめ、本格的な展示が可能な展示室や和風の交流室、研修室等を備えています。

開館以来、これまで40年間に中央からの一流の演奏、演劇等の公演はもとより、地域文化の振興に大きく貢献してきました。今後も、多彩な文化芸術の鑑賞及び地域の文化資源や特性を生かした文化交流、また、子どもが文化芸術に親しむ機会となる施設としても大きな期待が寄せられています。

①施設概要

名 称	延岡総合文化センター		
所 在 地	延岡市東浜砂町 611 番地 2		
開 館	昭和 60 年 11 月 13 日		
工 期	着工：昭和 58 年 12 月 10 日 完工：昭和 60 年 8 月 31 日		
敷 地 面 積	15,905.96 m ²	建 築 面 積	5,321.28 m ²
延 床 面 積	7,757.55 m ²	構 造	鉄筋コンクリート造
総 事 業 費	2,553,150 千円	規 模	地上 2 階、地下 1 階、塔屋 2 階

②施設諸室

大 ホ ー ル	収容人員（固定席 1,306 席、車いす 6 席） 舞台：間口 20m（可変）、奥行 16.1m、高さ 10m（可変）		
小 ホ ー ル	収容人員（固定席 287 席、車いす席 4 席） 舞台：間口 10m、奥行 6.3m、高さ 5m		
展 示 室 1	109.6 m ²	展 示 室 2	268.8 m ²
練 習 室	150.0 m ² （定員 50 人）	会 議 室 1	36.3 m ² （定員 18 人）
会 議 室 2	37.0 m ² （定員 18 人）	交流室(和室)	76.3 m ² （定員 32 人）
視 聴 覚 室	57.3 m ² （定員 24 人）	研 修 室	76.3 m ² （定員 36 人）
楽 屋 1	15.8 m ² （定員 3 人程度）	楽 屋 2	15.8 m ² （定員 3 人程度）
楽 屋 3	26.7 m ² （定員 12 人程度）	楽 屋 4	70.3 m ² （定員 30 人程度）

(募集要項)

楽 屋 5	33.1 m ² (定員 15 人程度)	楽 屋 6	13.8 m ² (定員 3 人程度)
主 催 者 室	8.4 m ²	喫 茶 室	113.0 m ²
大ホールホワイエ	377 m ²	エントランスホール	112 m ²
中 庭	199 m ²	屋 外 施 設	駐車場・駐輪場

(2) 野口遵記念館

記念館は、市民に長く愛されてきた旧・野口記念館（令和元年に閉館）を継承し、令和4年12月に開館しました。音楽活動に適したホールをはじめ、小規模の発表会や展示会場、ダンスの練習など様々なジャンルの催しに利用可能なフリースペース、出会いと憩いの場としての交流ラウンジ、屋上庭園・テラス、そして野口遵顕彰ギャラリー等を備えています。

本記念館の周辺施設とともに、文化活動だけでなく、市民活動の促進により、多様性のある交流が行われ、まちなかのにぎわい創出につながる新たな文化芸術の振興拠点としての役割に大きな期待が寄せられています。

①施設概要

名 称	野口遵記念館		
所 在 地	延岡市東本小路 119 番地 1		
開 館	令和4年12月18日		
工 期	着工：令和3年2月15日 完工：令和4年10月14日		
敷 地 面 積	14,310.89 m ²	建 築 面 積	3,271.60 m ²
延 床 面 積	4,444.86 m ²	構 造	RC造一部S造
総 事 業 費	約 5,100,000 千円	規 模	地上3階

②施設諸室

ホ ー ル	収容人員 675 席 3 層バルコニー形式 1 階 510 席 2 階バルコニー 84 席（立席 28 席、多目的室 8 席含む） 3 階バルコニー 81 席 ※車いす席最大 26 席（固定席 2 席） ※磁気ループコイル方式による聴覚障がい者補聴誘導システムを導入 舞台：間口 14m（可変）、奥行 10m、高さ 6.2～9.5m（可変）		
野 口 遵 顕 彰 ガ ラ リ ー	野口遵翁の人物像の紹介を中心に、延岡において事業展開するに至った経緯や、延岡が工業都市として発展していく黎明期の姿を、映像などを活用して分かりやすく伝え、野口遵翁が挑んだ化学の世界や創業者精神を学ぶことができる施設		
フリースペースA (フリースペース)	154.0 m ² (定員 72 人)	フリースペースB (練 習 室)	78.0 m ² (定員 36 人)
楽 屋 A (小楽屋 2)	15.6 m ² (定員 8 人)	楽 屋 B (小楽屋 1)	14.4 m ² (定員 6 人)
楽 屋 C (中楽屋 1)	19.6 m ² (定員 8 人)	楽 屋 D (中楽屋 2)	16.6 m ² (定員 8 人)
交流ラウンジ	370.0 m ²	屋外スペース (屋外ロビー)	517.0 m ²

(募集要項)

3 階 テ ラ ス	187.0 m ²	屋 上 庭 園	128.0 m ²
屋 外 施 設	駐車場・駐輪場		

2 応募の資格等

(1) 応募資格

ア 団体であること（法律上、個人が指定管理者になることはできませんが、法人格の有無は問いません。）。

イ 消防法第 8 条に規定する当該施設に係る防火管理者を設置すること。

(2) 欠格事項

法人等又はその代表者等が以下の事項に該当する場合は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当する。

イ 国又は地方公共団体が行う建設工事等の請負、物品の購入又は製造の請負の指名競争入札において、指名停止措置を受けている。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていない。

エ 法人等の代表者が破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁錮刑以上の刑（執行猶予を含む。）に処せられている。

オ 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者がいる。

カ 法人等にあつては、国税及び地方税を滞納している。

(3) 複数の団体での共同申請

ア 複数の団体が共同事業体を構成して応募する場合は、代表となる団体を定めることとする。

イ 構成団体すべてが、(2) 欠格事項に該当しないことが必要。

ウ 同時に複数の共同事業体の構成団体となることはできない。

エ 単独で応募した団体は、共同事業体の構成団体となることはできない。

オ 応募した共同事業体の構成団体の変更は原則認めない。

(4) 指定の取消し

指定申請時点で、(2) 欠格事項に該当しなかったが、団体（共同事業体の場合はその構成団体）が、以後、欠格事項に該当することになった場合、指定管理者の指定が取り消される場合があります。

3 選定基準

(1) 市民の平等な利用が確保されること。

(2) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) 事業計画の内容が、管理経費の縮減を図られるものであること。

(募集要項)

(4) 事業計画に沿った管理を安定的に行う能力を有していること。

(5) 地域に貢献する取り組みが確保されていること。

※候補者選定の要件として、「採点合計が総配点の100分の60以上を満たすこと」

4 指定管理者が行う業務

(1) 延岡総合文化センター

- ① 文化センターの利用の許可、利用の許可の取消しその他文化センターの利用に関する業務
- ② 文化センターの利用料金の徴収及び還付に関する業務
- ③ 文化センターの施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- ④ 芸術及び文化の向上を図るための事業の実施に係る業務
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、文化センターの管理及び運営に関し、市長が必要と認める業務

(2) 野口遵記念館

- ① 記念館の利用の許可、利用の許可の取消しその他記念館の利用に関する業務
- ② 記念館の利用料金の徴収及び還付に関する業務
- ③ 記念館の施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- ④ 野口遵記念館条例第2条に規定する目的を達成するための事業の実施に係る業務
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、記念館の管理及び運営に関し、市長が必要と認める業務

なお、詳細については、「延岡総合文化センター及び野口遵記念館 指定管理業務仕様書及び特記仕様書」（以下「仕様書等」という。）のとおりです。

5 指定管理業務における各種事業の定義

指定管理者が行う各種事業については以下のとおりとします。

各種事業実施にあたっては、事前に事業計画書を提出し、市の承諾を得なければなりません。また、事業完了後は事業報告書を提出することとします。

なお、計画書及び報告書には、収入及び支出も記載することとします。

(1) 協定書に定める事業

募集時に市が指定管理者に実施を求め、基本協定書及び年度協定書に位置付けて実施させる事業です。事業に要する費用は指定管理料または利用料金ならびに利用者負担金（市の事前承認が必要）を充てることとします。なお、企画の発案者により下記の2つの事業に分類します。

①市企画事業：市が事業内容を具体的に定め、指定管理者が実施する事業。

②指定管理者企画事業：地域文化の振興等、地元住民へのサービス向上に繋がる事業について、本仕様書等に基づき、指定管理者の自由な発想のもと、指定管理者が実施する事業。

地域文化芸術・伝統・芸能の振興に係る市民活動や地域住民の利用促進を図る事業を指定管理者企画事業と位置付け、この事業に係る費用は指定管理料に含んでいます。

(募集要項)

(2) 協定書に定めない事業（自主事業）

基本協定書締結後に、指定管理者の責任において自主的に企画・実施する事業で、施設の利用者の利便性を向上させる目的で、かつ当該施設の設置目的に合致し、当該指定管理業務を妨げない範囲内で実施することとします。

この自主事業に要する費用に対し、指定管理料を充てることはできません。

6 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

7 指定管理料

(1) 指定管理料予定額（年額）は下記のとおりとします。

令和 8 年度	2 2 9, 3 6 1 千円（上限額）
令和 9 年度	2 3 0, 4 0 8 千円（上限額）
令和 10 年度	2 3 0, 3 1 4 千円（上限額）
令和 11 年度	2 2 7, 9 9 0 千円（上限額）
令和 12 年度	2 3 1, 7 7 9 千円（上限額）
総 額	1, 1 4 9, 8 5 2 千円（上限額）

※年度ごとの上限額の違いは、指定管理業務特記仕様書に記載する委託費（法定点検、樹木剪定）実施の有無によるものです。

ア 令和8年度指定管理料（概算：税込）

単位：千円

項 目	内 容	合 計
利用料金収入	施設利用料金	40,850
収入 計		40,850
人件費	責任者1名、副責任者3名、他正職員10名、パート3名、 清掃スタッフ2名 計19名 給与、手当、法定福利費	92,241
旅費	出張等旅費	128
需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費	39,185
役務費	広報・PR費、通信運搬費、手数料、保険料	5,321
修繕料	修繕料	4,615
賃借料	指定管理者使用車両、コピー機、舞台関係リース等	2,985
備品購入費	備品購入費	3,661
委託費	施設等*保守管理費	120,930
負担金	全国公立文化施設協会、宮崎県公立文化施設協議会、特定 ラジオマイク運用調整機構、電波利用料	145
企画事業費	指定管理者企画事業費	1,000
支出 計		270,211
指定管理料	支出計－収入計	229,361

※「施設等」とは、文化センター及び記念館の施設、附属設備等をいう。

（以下（イからオ）、同じ）

(募集要項)

イ 令和9年度指定管理料(概算:税込)

単位:千円

項 目	内 容	合 計
利用料金収入	施設利用料金	40,850
収入 計		40,850
人件費	責任者1名、副責任者3名、他正職員10名、パート3名、 清掃スタッフ2名 計19名 給与、手当、法定福利費	92,241
旅費	出張等旅費	128
需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費	39,185
役務費	広報・PR費、通信運搬費、手数料、保険料	5,321
修繕料	修繕料	4,615
賃借料	指定管理者使用車両、コピー機、舞台関係リース等	2,985
備品購入費	備品購入費	3,661
委託費	施設等*保守管理費	121,977
負担金	全国公立文化施設協会、宮崎県公立文化施設協議会、特定 ラジオマイク運用調整機構、電波利用料	145
企画事業費	指定管理者企画事業費	1,000
支出 計		271,258
指定管理料	支出計ー収入計	230,408

ウ 令和10年度指定管理料(概算:税込)

単位:千円

項 目	内 容	合 計
利用料金収入	施設利用料金	40,850
収入 計		40,850
人件費	責任者1名、副責任者3名、他正職員10名、パート3名、 清掃スタッフ2名 計19名 給与、手当、法定福利費	92,241
旅費	出張等旅費	128
需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費	39,185
役務費	広報・PR費、通信運搬費、手数料、保険料	5,321
修繕料	修繕料	4,615
賃借料	指定管理者使用車両、コピー機、舞台関係リース等	2,985
備品購入費	備品購入費	3,661
委託費	施設等*保守管理費	121,883
負担金	全国公立文化施設協会、宮崎県公立文化施設協議会、特定 ラジオマイク運用調整機構、電波利用料	145
企画事業費	指定管理者企画事業費	1,000
支出 計		271,164
指定管理料	支出計ー収入計	230,314

(募集要項)

エ 令和 11 年度指定管理料 (概算 : 税込)

単位 : 千円

項 目	内 容	合 計
利用料金収入	施設利用料金	40,850
収入 計		40,850
人件費	責任者 1 名、副責任者 3 名、他正職員 10 名、パート 3 名、 清掃スタッフ 2 名 計 19 名 給与、手当、法定福利費	92,241
旅費	出張等旅費	128
需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費	39,185
役務費	広報・PR 費、通信運搬費、手数料、保険料	5,321
修繕料	修繕料	4,615
賃借料	指定管理者使用車両、コピー機、舞台関係リース等	2,985
備品購入費	備品購入費	3,661
委託費	施設等*保守管理費	119,559
負担金	全国公立文化施設協会、宮崎県公立文化施設協議会、特定 ラジオマイク運用調整機構、電波利用料	145
企画事業費	指定管理者企画事業費	1,000
支出 計		268,840
指定管理料	支出計－収入計	227,990

オ 令和 12 年度指定管理料 (概算 : 税込)

単位 : 千円

項 目	内 容	合 計
利用料金収入	施設利用料金	40,850
収入 計		40,850
人件費	責任者 1 名、副責任者 3 名、他正職員 10 名、パート 3 名、 清掃スタッフ 2 名 計 19 名 給与、手当、法定福利費	92,241
旅費	出張等旅費	128
需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費	39,185
役務費	広報・PR 費、通信運搬費、手数料、保険料	5,321
修繕料	修繕料	4,615
賃借料	指定管理者使用車両、コピー機、舞台関係リース等	2,985
備品購入費	備品購入費	3,661
委託費	施設等*保守管理費	123,348
負担金	全国公立文化施設協会、宮崎県公立文化施設協議会、特定 ラジオマイク運用調整機構、電波利用料	145
企画事業費	指定管理者企画事業費	1,000
支出 計		272,629
指定管理料	支出計－収入計	231,779

(募集要項)

- (2) 文化センター及び記念館の管理にかかるすべての費用は、利用料金収入、指定管理料、その他の収入をもって充てるものとします。延岡市が支払う指定管理料の金額及び支払方法については、締結する協定書によって定めます。
- (3) 指定管理料の支払いは、概ね四半期ごとの実績払を基本とします。ただし、施設の特異性や事業計画等によりこれにより難しい場合は、市と指定管理者が協議して決定するものとします。
- (4) 指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減等指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、精算による返還を求めません。

また、利用料金収入の減少等、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合も、補填は行いません。

- (5) 修繕料、備品購入費、指定管理者企画事業費については、下記の金額を基準額として定め、年度末に基準額と比較して執行残額が発生した場合は、その残額を、精算により市に返還するものとします。

基準額（消費税を含む）	修繕料	4,615 千円
	備品購入費	3,661 千円
	指定管理者企画事業費	1,000 千円

- (6) 指定管理者が、施設の趣旨や設置目的に逸脱しない範囲において自らの責任・費用により実施する事業（自主事業）で得た収入は、指定管理者に帰属します。ただし、自主事業の内容については、事前に事業計画書を提出し、市の承諾を得る必要があります。
- (7) 指定管理期間において、文化センター施設長寿命化に伴う大規模改修を予定しています。

大規模改修の期間は、2年間程度を想定しています。この期間は文化センターを閉館する必要がありますので、文化センター閉館中の業務については、仕様書等の他、協議のうえ決定するものとします。また、文化センター閉館に伴う指定管理料についても、協議のうえ決定することとします。

- (8) 指定管理者として指定を受けた場合は、指定管理業務に係る支出及び収入を適切に管理するために、独立した預金口座を開設してください。

8 利用料金制に関する事項

利用料金の額は、文化センターにおいては延岡総合文化センター条例別表、記念館においては、野口遵記念館条例別表に定める金額を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て、定めることとなっています。

なお、当該利用料金は指定管理者自らの収入とすることができます。

(募集要項)

9 運営に際する目安

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
文化センター			
利用者人数 (人)	115,268	110,363	110,000
開館日数 (日)	309	304	306
利用料金収入額 (千円)	23,673	23,635	25,000
記念館			
利用者人数 (人)	70,051	99,536	90,000
開館日数 (日)	316	309	307
利用料金収入額 (千円)	17,714	16,677	19,000
指定管理料 (千円)	157,358	169,353	169,378

令和7年度の利用者人数、開館日数、利用料金収入額は目標値です。

10 施設の目的外使用に関する事項

施設を目的外に使用する場合は、市へ行政財産目的外使用許可申請を行い、許可を得るものとします。

11 募集要項の配付

- (1) 配付場所 商工観光文化部歴史・文化都市推進課(延岡城・内藤記念博物館内)
〒882-0811
延岡市天神小路255番地2
TEL 0982-20-3335
FAX 0982-20-3235
- (2) 配付期間 令和7年7月1日(火)から令和7年9月1日(月)まで
(ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土、日曜日、祝日を除きます。)
※市ホームページにも募集要項、申請書の様式等を掲載しています。

12 質問及び回答

質問等がある場合は、指定管理者募集要項等に関する質問書(様式10号)に必要な事項を記入の上、電子メール、郵送又はFAXにより申し込んでください。

- (1) 受付期間 令和7年7月1日(火)から令和7年8月1日(金)まで
※受付最終日は午後5時15分までに必着
- (2) 受付先 募集要項配付場所に同じ
- (3) 回答日 令和7年8月15日(金)
- (4) 回答方法 質問に対する回答は、ホームページで行います。

13 提出書類

応募する際には、別紙仕様書等を参考にし、次の書類を各14部(正本1部・副本13部)提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書(様式1号)

(募集要項)

- (2) 事業計画書 (様式 2 号)
- (3) 収支予算書 (様式 3 号)
- (4) 申請団体の概要 (様式 4 号)
- (5) 役員等名簿 (様式 5 号)
- (6) 主要業務実績 (様式任意)
- (7) 誓約書 (様式 6 号)
- (8) 当該申請団体の登記事項証明書 (法人でない場合は、これに類する書類)
- (9) 当該申請団体の経営状況、事業報告を説明する書類 (貸借対照表及び損益計算書、事業報告書又はこれらに類する書類) (様式任意)

共同事業体で申請する場合

- (10) 共同事業体結成届出書 (様式 7 号)
- (11) 委任状 (様式 8 号)

なお、上記 (4) から (10) は構成団体ごとに提出してください。

申請書類の留意事項

- (1) 申請書類は、A 4 フラットファイルに綴り、正本のみ申請団体名がわかるようにタイトルを背表紙と表紙に付して提出してください。
- (2) 副本は、申請者団体名や住所等の申請者を判別できる部分は削除してください。
- (3) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とし、両面印刷してください。
- (4) 申請書の文章中の文字ポイントは、原則として、10.5 ポイント以上としてください。
- (5) 申請書を提出後に辞退する場合は、辞退届 (様式 11 号) を提出してください。
- (6) 申請書類はお返しできません。
- (7) 申請書類は、必要に応じて複写します。申請書類の使用は、指定管理候補者の検討に限ります。

1 4 提出期限

令和 7 年 9 月 1 日 (月) 午後 5 時 15 分までに必着 (郵送可)

1 5 提出先

募集要項配付場所に同じ

1 6 事前説明会の開催

事前説明会を次のとおり開催します。参加を希望される場合は、別紙事前説明会参加申込書 (様式 9 号) に必要事項を記入の上、電子メール、郵送又は F A X により申し込んでください。

- (1) 開催日 令和 7 年 7 月 22 日 (火) 予定
※受付時間は、参加申込者ごとにお知らせします。
※参加申込状況によっては、複数日に分けて行う可能性があります。
- (2) 受付期間 令和 7 年 7 月 1 日 (火) から令和 7 年 7 月 15 日 (火)
※受付最終日は午後 5 時 15 分までに必着

(募集要項)

(3) 開催場所 延岡城・内藤記念博物館 会議室

(4) 申込先 募集要項配付場所と同じ

1 7 選定方法

(1) 書類審査

(2) プレゼンテーション審査

申請内容を延岡市指定管理者選定会議において、3の選定基準に基づいて審査を行い、採点結果の合計が最も高い申請団体を選定したのち、指定管理者候補者として決定します。

プレゼンテーション審査日は令和7年9月下旬を予定しており、日時や場所の詳細については、申請団体に直接連絡します。

1 8 選定結果の通知

応募者全員に、令和7年12月下旬に文書にて通知します。

1 9 選定審査対象除外

次の場合においては、選定審査対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載が明らかになったとき。
- (2) この要項に違反し、又は著しい逸脱が明らかになったとき。
- (3) 提出期限までに必要な書類が整わなかったとき。
- (4) その他不正行為が認められたとき。

2 0 損害賠償等

- (1) 指定管理者として選定された申請団体が議会の議決直後に辞退した場合、市は、当該申請団体へ損害賠償を請求する場合があります。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設及び設備が使用に耐えなくなった場合、又は、指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者等に被害が及んだ場合は、その損害の一部又は全部について賠償していただきます。このため、指定管理者は、あらかじめ損害を担保するため、必要な保険に加入していただきます。
- (3) 指定の期間満了前に指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理業務の継続が困難になった場合は、指定管理者は、市に対して速やか（遅くとも3ヶ月前まで）に通知しなければなりません。

2 1 その他

- (1) 指定管理者は、令和7年12月延岡市議会の議決を経て指定されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る指定管理料は当該年度の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。
- (3) 提出書類は、お返しできません。
- (4) 提出された書類は、議会説明資料など必要に応じ複写し、提供します。

(募集要項)

2 2 問い合わせ先

〒882-0811

延岡市天神小路255番地2

商工観光文化部 歴史・文化都市推進課 整備運営係

TEL 0982-20-3335

FAX 0982-20-3235

Email rekishi@city.nobeoka.miyazaki.jp